

国立大学法人群馬大学昭和地区再整備推進室規程

平成26. 7. 28 制 定
改正 令和 3. 4. 1 令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、昭和地区の再整備（以下「再整備」という。）を推進するため、国立大学法人群馬大学昭和地区再整備推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業 務)

第2条 推進室は、再整備に係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 計画の作成及び評価に関すること。
- (3) 課題の分析及び調査に関すること。
- (4) その他再整備の推進に関し必要な事項

2 基本方針の策定若しくは計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、施設・環境推進室と連絡調整を行う。

(組 織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 理事（病院担当）
- (2) 医学系研究科長
- (3) 保健学研究科長
- (4) 生体調節研究所長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(室 長)

第4条 推進室に室長を置き、前条第1号の室員をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(検討委員会)

第5条 推進室に、第2条各号に掲げる業務のうち医学部附属病院に係る事項を審議するため、病院再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事 務)

第6条 推進室の事務は、関係部課等の協力を得て、施設運営部昭和施設課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。